

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに陳述書の提出が必要となりました。

○入札書ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となる場合があります。

○不適法な入札が増えています。陳述書下部「注意」をよく読んでください。

（例）・陳述書の「☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は（略）暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。」欄は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札する場合などにチェックするものですので、そのような者がいない場合、はチェックしないでください。

・陳述書や陳述書別紙のフリガナも必ず記載してください。

○宅地建物取引業者の場合、宅地建物取引業者免許証（有効期限内のもの）の写しを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 月 21 日

京都地方裁判所第 5 民事部

裁判所書記官 三 河 浩 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 5 日から 令和 8 年 2 月 12 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 2 月 19 日 午前 9 時 30 分 場 所 京都地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 3 月 6 日 午後 1 時 00 分 場 所 京都地方裁判所第 5 民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 2 月 27 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 2 月 27 日 午前 11 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に買受申出保証額を振り込んだ旨の 金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付 した買受適格証明書を有する者又は買受けについて農地法上の許 可若しくは届出を必要としない者に限り、買受申出をすることが できます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 月 21 日から当庁 2 階の物件明細閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	3,950,000 3,160,000	一括	790,000	19,476	4,893
1	1,430,000				
2	10,000				
3	2,510,000				



物 件 目 録

1 所 在 城陽市枇杷庄西ノ口
地 番 58番23
地 目 宅地
地 積 69.68平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分3分の2
共有者 B 持分3分の1

2 所 在 城陽市枇杷庄西ノ口
地 番 58番26
地 目 宅地
地 積 13.74平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

共有者 亡A相続財産 持分3分の2
共有者 B 持分3分の1

3 所 在 城陽市枇杷庄西ノ口 58番地23
家屋 番号 58番23
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 31.98平方メートル
2階 25.67平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分3分の2
共有者 B 持分3分の1



物 件 明 細 書

令和 7年 8月27日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 三 河 浩 二

1. 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 城陽市枇杷庄西ノ口
地 番 58番23
地 目 宅地
地 積 69.68平方メートル
共有者 亡A相続財産 持分3分の2
共有者 B 持分3分の1

2 所 在 城陽市枇杷庄西ノ口
地 番 58番26
地 目 宅地
地 積 13.74平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路
共有者 亡A相続財産 持分3分の2
共有者 B 持分3分の1

3 所 在 城陽市枇杷庄西ノ口 58番地23
家屋 番号 58番23
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 31.98平方メートル
2階 25.67平方メートル
共有者 亡A相続財産 持分3分の2
共有者 B 持分3分の1



令和7年(ヌ)第57号
(物件1～3)
令和7年6月25日受理
令和7年8月 5日提出

現況調査報告書

京都地方裁判所

執行官 吹田 洋 太 郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 城陽市枇杷庄西ノ口
 地 番 58番23
 地 目 宅地
 地 積 69.68平方メートル
 共有者 亡 A 相続財産 持分3分の2
 共有者 B 持分3分の1

2 所 在 城陽市枇杷庄西ノ口
 地 番 58番26
 地 目 宅地
 地 積 13.74平方メートル
 共有者 亡 A 相続財産 持分3分の2
 共有者 B 持分3分の1

3 所 在 城陽市枇杷庄西ノ口 58番地23
 家屋 番号 58番23
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺2階建
 床 面 積 1階 31.98平方メートル
 2階 25.67平方メートル
 共有者 亡 A 相続財産 持分3分の2
 共有者 B 持分3分の1



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
土地	物件1、2			
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☒ 公衆用道路(物件2) ☐ (物件)			
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が物件1の土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☒ 物件2の土地は公衆用道路として使用されている。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
建物	物件3			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 支部 令和 年()第 号 令和 年 月 日			
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

- 1 郵便ポストには共有者B宛の郵便物が存在した。
- 2 玄関前の門柱に共有者らの名字の表札が存在した。
- 3 物件1の土地
 - (1) 西側で建築基準法上の道路(私道)に接している。
 - (2) 本件建物の敷地として利用されている。
 - (3) 東側に水路が存在する。
 - (4) 各隣地との境界は不明である。
 - (5) 西側にカーポートが設置されている。
- 4 物件2の土地
 - (1) 全面が道路として利用され上記私道の一部となっている。
- 5 物件3の建物
 - (1) 建物全体に経年相応の劣化が見られた。
 - (2) 建物内には家具類及び衣類等が多数存在するほか、位牌が存在した。
 - (3) 風呂、トイレ及びキッチンは、通常どおり使用できるかは不明である。
 - (4) トイレは汲み取り式であると思われる。
 - (5) ガスはプロパンを使用している。
 - (6) 東側に下屋が存在した。下屋は東側に外へ通じる扉が存在した。

(関係人の陳述等用)

関 係 人 の 陳 述 等

陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■共有者B	1 物件3の建物を使用しています。 物件3の建物を他の誰にも貸していません。
■亡A相続財産特別代理人	1 私は、本件各土地の共有者であった亡Aの相続財産特別代理人です。 2 物件3の建物は、共有者Bが居住している可能性があります。 3 物件3の建物を他の誰にも貸していません。

(執行官の意見用)

執 行 官 の 意 見

- 1 本件各物件の状況は、建物図面、建物見取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 ライフライン調査の結果、ライフラインの契約者は亡Aであった。
- 3 郵便ポストには共有者Bの郵便物が存在した。
- 4 物件3の建物は、建物内に共有者ら以外の第三者の占有を示す物がなく、共有者Bが居宅として使用していることが認められる。
- 5 よって、本件物件の立入調査時の状況等から、2ページのとおり認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年6月30日 18:00-18:15	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影、照会書投函
7年7月2日	当庁	共有者亡A相続財産特別代理人宛照会書送付 ライフライン調査
7年7月18日 16:00-16:30	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

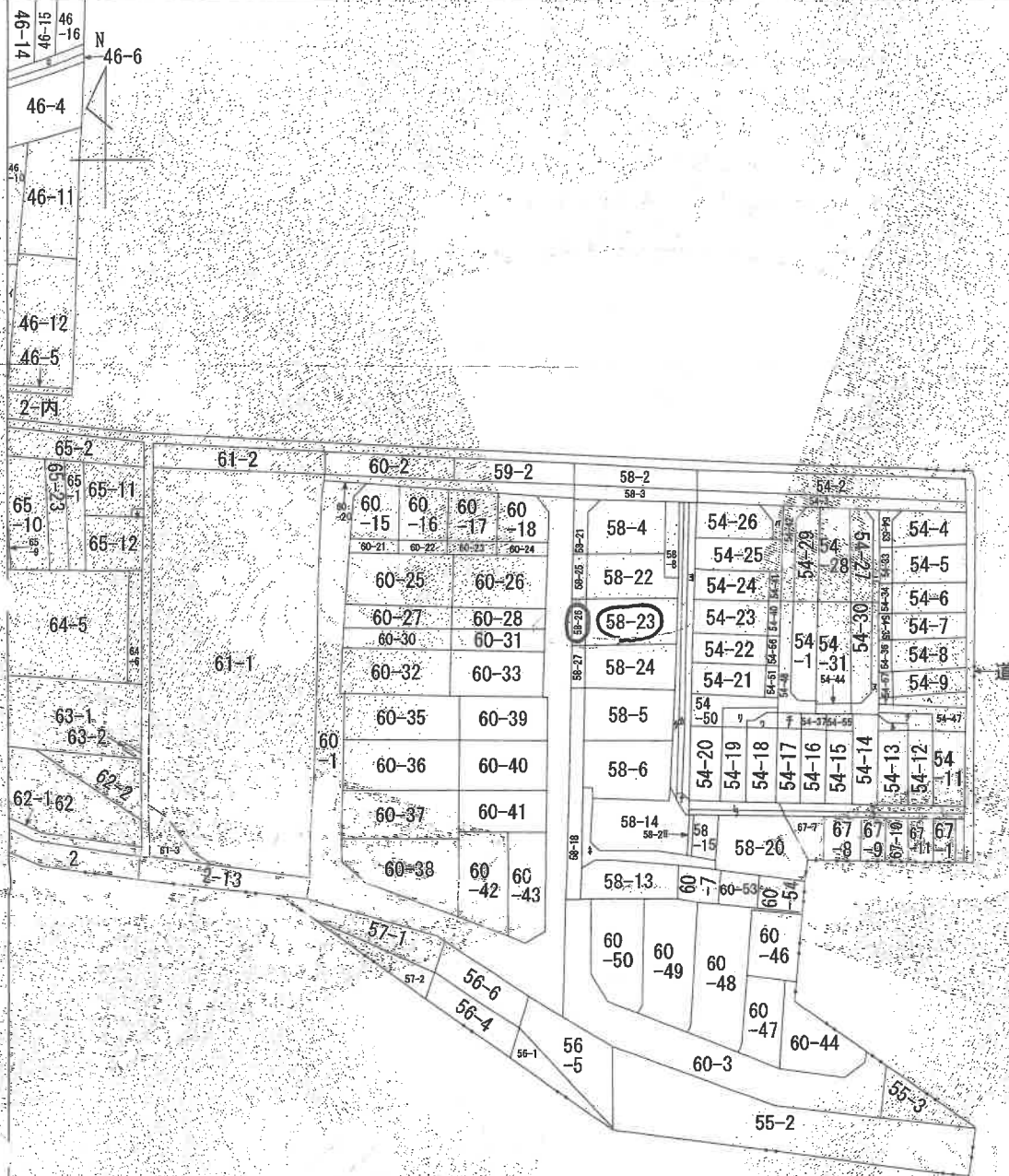
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和7年7月18日
目的物件は不在であったので、立会人を立ち会わせて、建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	城陽市枇杷庄西ノ口			地番	58番23		
出力	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日	備付年月日(原図)			補記事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年1月27日

京都地方裁判所宇治支部

登記官

請求番号: 19-1

(1/2)

5ページ

登記年月日：昭和52年6月1日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年1月27日 京都地方法務局宇治支局 登記官

6ページ

0079468

地積測量図

地番 58-22-58-24

土地の所在 城陽市大字枇杷庄小字西ノ口

52-6-1

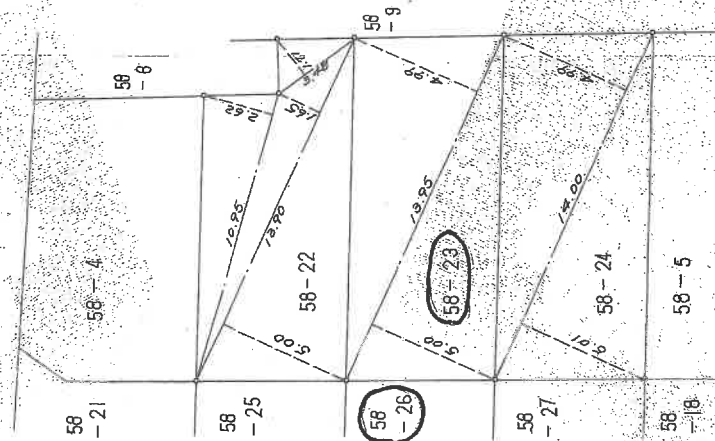
昭和五十二年五月参査日

作製年月日 作製者

申請人



道路



$$\begin{aligned} 58-22 & \quad (10.95 \times 2.62) \frac{1}{2} = 14.3445 \\ & \quad 13.90 \times (1.65 + 5.00) \frac{1}{2} = 46.2175 \\ & \quad (3.48 \times 1.71) \frac{1}{2} = 2.9754 \\ & \quad \hline & \quad 63.5374 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

$$58-23 \quad 13.95 \times (4.99 + 5.00) \frac{1}{2} = 69.68025 \text{ m}^2$$

$$58-24 \quad 14.00 \times (4.99 + 5.01) \frac{1}{2} = 70.00 \text{ m}^2$$

縮尺 1/200

A4判に縮小

請求番号：19-2

登記年月日：昭和52年6月1日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年1月27日 京都府法務局宇治支局

登記簿

ア イ

請求番号：19-4

地番	58-21
土地の所在	城陽市大字枇杷庄小字西ノ口

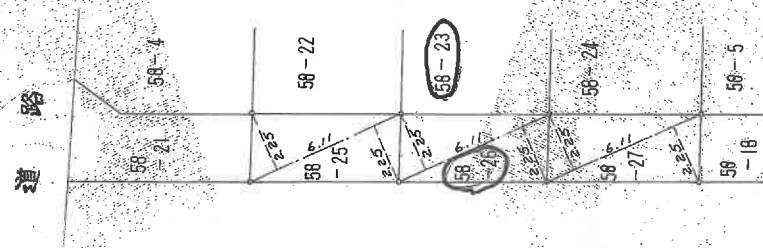
地積測量図

0079469

52.6.1

作製年月日	昭和52年5月
作製者	参事

申請人	
-----	--



$$\begin{aligned} 58-25 & \quad 6.11 \times (2.25 + 2.25) \div 2 = 13.7475 \text{ m}^2 \\ 58-26 & \quad 6.11 \times (2.25 + 2.25) \div 2 = 13.7475 \text{ m}^2 \\ 58-27 & \quad 6.11 \times (2.25 + 2.25) \div 2 = 13.7475 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

縮尺	1/200
----	-------

A4判に縮小

登記年月日：昭和52年9月9日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年1月27日 京都府法務局宇治支局

登記官

8-7-13

請求番号：19-3

A4判に縮小

建 物 階 面 図
建 各 階 面 図

0081418

家屋番号 58-23

建物の所在 城陽市大字枇杷庄大字西ノ口58-23

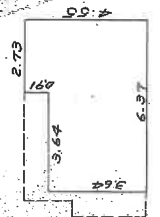
作 製 年 月 日 者
昭和52年九月五日 作製者

599



式 階

各 階



道 路

58-9

58-23

1.54

1.50

58-24

$$\begin{aligned} \text{各 階} \quad & 6.67 \times 4.55 = 30.3485 \\ & 0.60 \times 2.73 = 1.6380 \\ & \hline & 31.9865 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{式 階} \quad & 3.73 \times 4.55 = 13.8215 \\ & 3.64 \times 5.84 = 13.2496 \\ & \hline & 25.6711 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

申 請 人



印

縮 尺 1/200 1/200

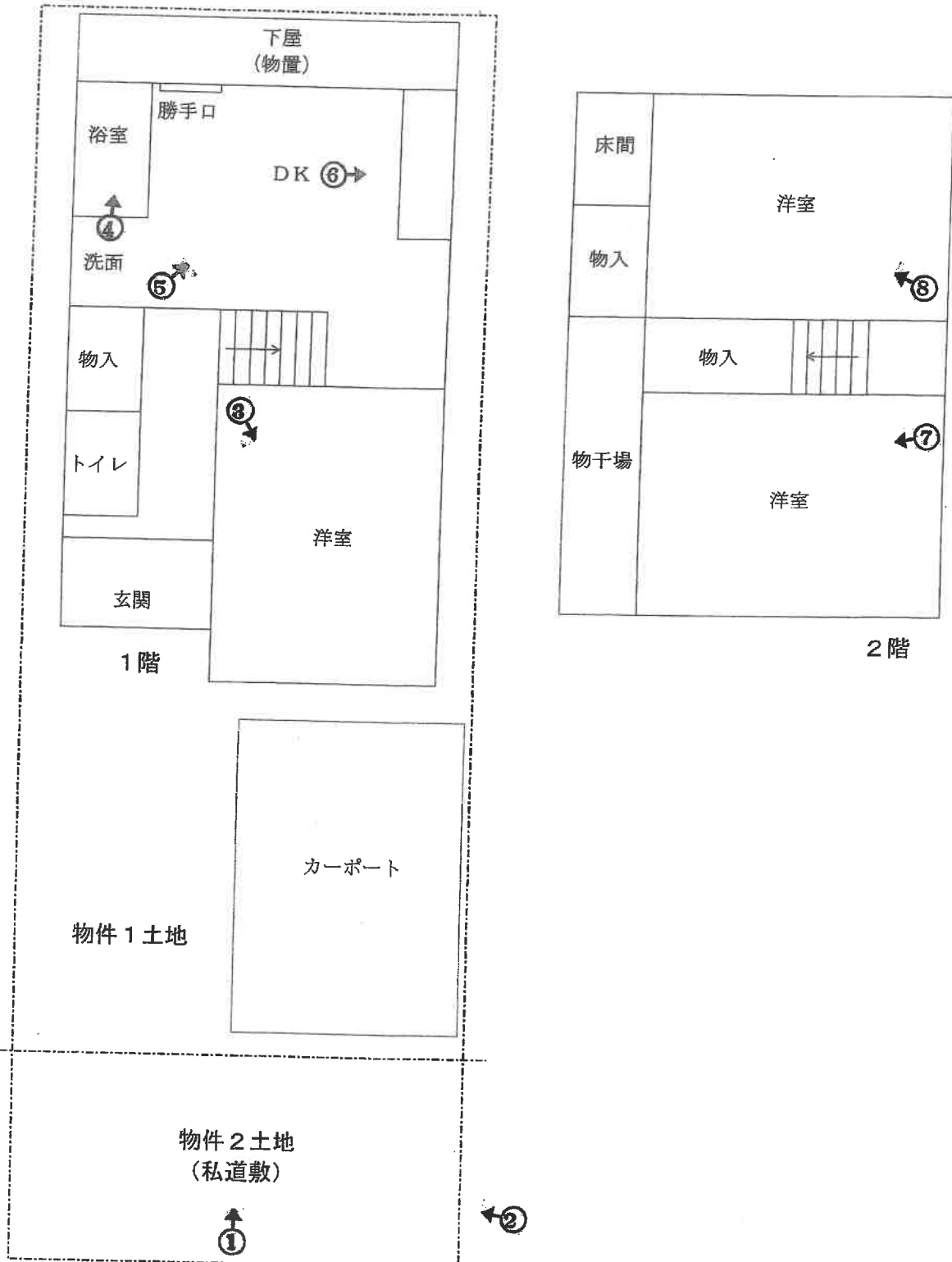
(タテヨリ)

第6図 建物見取図

写真撮影位置方向



N ←





1



2

物件 2





3



4



5



6



7



8

令和 7 年 (ヌ) 第 57 号
令和 7 年 7 月 18 日 現 地 調 査
令和 7 年 7 月 23 日 評 価

京都地方裁判所 御中

評 価 書

評 価 人 不動産鑑定士

水野 正也

第1 評価額

一 括 価 格			
金		3,950,000	円
内 訳 価 格			
物件1（土地）	金	1,430,000	円
物件2（土地）	金	10,000	円
物件3（建物）	金	2,510,000	円

- 1 一括価格は、物件1、2、3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。また、物件2の価格は私道敷としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
2	所 在 地 番 地 目 地 積	「物件目録記載のとおり」	公衆用道路
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件 1、2)

位 置 ・ 交 通	近鉄京都線「 富野荘 」駅の 南西 方 ・ 道路距離約 700 m (付属資料「目的物件の位置図」参照)	
付 近 の 状 況	一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない 一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種住居地域 60 % 200 % 準防火地域 20 m 第3種高度地区
画 地 条 件	間口 約5.5 m、奥行約 12.7 mの 略長方形地	
接面道路の状況	西 側幅員 約 5 mの 私道 に 等高 に接する。 (建築基準法第 42条 1項 5号道路)	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供 給 処 理 施 設	上 水 道: あり ガス配管: あり (プロパンガス使用) 下 水 道: あり (ただし敷地内に引込み枡あるも接続していない) (注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	物件2は物件1が接面する私道敷である。 木津川氾濫時の浸水想定区域に指定されている。	

2 建物の概況及び利用状況 (物件 3)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 昭和52年8月25日 新築 経 過 年 数 ： 約 48 年 経済的残存耐用年数 ： 経済的耐用年数はほぼ満了している。
仕 様	構 造 ： 木造2階建 屋 根 ： 瓦葺 外 壁 ： モルタル等 内 壁 ： クロス等 天 井 ： 化粧板、クロス等 床 ： 畳、フローリング等 設 備 ： 電気、ガス、給排水設備
床面積(現況)	第3項目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途： 居宅 間 取 り： （付属資料「建物見取図」参照）
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特記事項	建築確認は受けているが、完了検査はない。

第5 評価額算出の過程

1 積算価格の試算

[1] 基礎となる価格

(1) 土地価格（物件1、2）

目的土地の土地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	土地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
1	80,600	1.01	69.68	0.90	5,110,000
2	80,600	0.01	13.74	1	10,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 城陽 (府) -7

基準価格(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $108,000 \times 102/100 \times 100/102 \times 100/134 = 80,600$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 方位等 (1.02)

◇ 地域格差 : 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/101 \times 100/105 \times 100/130 \times 100/97 = 100/134$

イ 個別格差 : 物件1 方位等 (1.01)
 物件2 私道敷 (0.01)

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ
3	180,000	57.65	0.05	520,000
計				520,000

ウ 現価率

耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して対象建物の現価率を査定するものであるが、対象建物は既に経済的耐用年数を経過している。

よって、現価率 0.05 と査定する。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、本件は賃貸を想定することが困難な物件であるので、収益還元法は適用しない。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ (万円未満四捨五入)
1	5,110,000	60%	法定地上権	3,070,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を60%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	5,110,000	-3,070,000		100%	70%	1,430,000
2	10,000			100%	70%	10,000
3	520,000	+3,070,000	100%	100%	70%	2,510,000
一 括 価 格 (合計)						3,950,000

ウ 占有減価修正： 修正の必要がない。

エ 市場性修正： 修正の必要がない。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 地価調査基準地 (城陽(府)-7)
所 在 : 城陽市枇杷庄出羽18番5
価 格 : 108,000 円/㎡
位 置 : 近鉄京都 線「富野荘」駅の 西 方、道路距離約 180 m
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 83 ㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水あり
接 面 街 路 : 東 6 m 私道
用 途 指 定 等 : 第1種低層住居専用地域 (建蔽率 60 %、容積率 100 %)
高度地区
地 域 の 概 要 : 小規模一般住宅が多く見られる住宅地域

- 2 固定資産税評価額 (令和 7 年度)
物件1(土地): 3,397,596 円
物件2(土地): 0 円 (非課税)
物件3(建物): 824,960 円

第7 付属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 付 近 地 図

以上

物 件 目 録

1 所 在 城陽市枇杷庄西ノ口
地 番 58番23
地 目 宅地
地 積 69.68平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分3分の2
共有者 B 持分3分の1

2 所 在 城陽市枇杷庄西ノ口
地 番 58番26
地 目 宅地
地 積 13.74平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分3分の2
共有者 B 持分3分の1

3 所 在 城陽市枇杷庄西ノ口 58番地23
家屋 番号 58番23
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 31.98平方メートル
2階 25.67平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分3分の2
共有者 B 持分3分の1



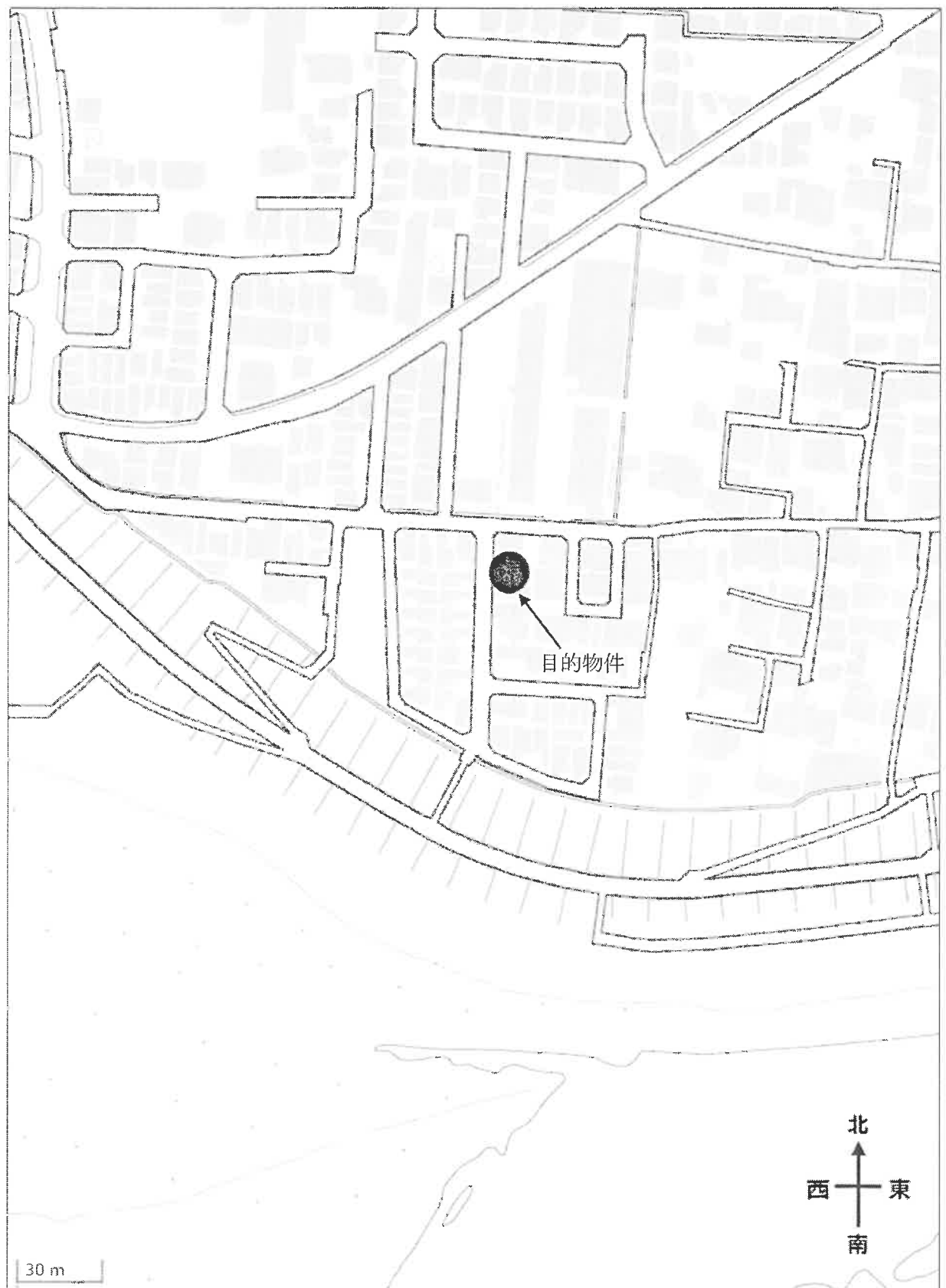
第1図 目的物件の位置図

方位：↑北



出典：地理院タイル（淡色地図）を加工して利用

第2図 付近地図



出典：地理院タイル（淡色地図）を加工して利用